

公益財団法人 広島県サッカー協会 登録者等倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島県サッカー協会（以下「本協会」という。）の指導者および選手等の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程の対象者（以下「登録者等」という。）は、次の団体及び個人とする。

1 本協会に加盟する以下の団体（以下「加盟団体」という。）

- ① 地区サッカー協会
- ② 各種の連盟
- ③ 関連団体

2 公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という。）に登録する加盟チーム（準加盟チームを含む。）

3 JFAに登録する以下の個人（以下「選手等」という。）

- ① 選手
- ② 指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者）
- ③ 審判員
- ④ 審判指導者
- ⑤ 加盟団体の代表者

(基本的職務)

第3条 登録者等は、本協会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、法令及び本協会並びにJFAの関係規程を遵守するのみならず、社会的責任に基づき高いレベルの倫理観に従って誠実かつ公平・公正に行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 登録者等は、暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、誹謗中傷等、違法賭博、試合結果の不正操作及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2 登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、斡旋・強要をしてはならない。

4 登録者等は、経理に関し、法令、会計原則、基準、加盟団体及び選手等が属する組織の規則等に基づき適正な処理を行い、金銭等を含む資産の本来の目的外への流用や不正行為、また、他者にそれを強いる行為を行わない。

5 登録者等は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度を堅持するとともに一切の関係を持たない。

- 6 登録者等は、人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的指向、信条、宗教、政治、その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別を行わない。また、人権を尊重し、差別を排除する環境作りに努め、人権侵害や差別に加担するような行為を行わない。
- 7 登録者等は、業務上やサッカーを通じて知り得た個人情報、機密情報及び非公開情報について、個人や法人の権利を尊重し、厳重に取り扱う。
- 8 登録者等は、本協会、加盟団体及び選手等が属する組織に対して活動状況を適時、適切に開示し、透明性の確保に努める。
- 9 登録者等は、社会の一員として、自然環境を保全する責任があることを自覚し、地球環境の持続可能性に配慮した活動を継続的に推進して、環境への負荷低減に努める。
- 10 登録者等は、サッカーを通じ、より良い社会の実現に向けて、国内はもとより国際的にも積極的に地域社会に参画し、友好親善関係を築くとともに、地域社会の持続可能な発展に貢献するよう行動する。
- 11 登録者等は、不当な利益供与を目的とした金品の供与、贈答、接待の授受やその疑いのある行為を行わない、他者に強いい、また、それを排除するよう行動する。
- 12 登録者等は、サッカーを通じた活動に必要な物品やサービスの調達にあたり不合理な商習慣を排除し、公正かつ透明度の高い適正な関係を確立するとともにそれを保持する。

(登録者等がこの規程に違反した場合の対処等)

第5条 登録者等に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合、専務理事は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該登録者等がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取した上で、社会の諸規範、加盟団体及び選手等が属する組織の諸規定等に則り、罰則等を課せられることがある。

(通報窓口の設置)

第6条 登録者等が法令違反、規則違反などさまざまな不正行為を発見した場合、または登録者等が暴力、セクシャル・ハラスメントパワー・ハラスメント、誹謗中傷等を受けた場合、原則実名で相談・照会・通報することを目的とした通報窓口を設置する。

〒730-0015 広島市中区橋本町 3-21 コーポ芦屋 2F
(公財) 広島県サッカー協会 通報窓口 宛
TEL : 082-212-3851 メール : hfa3851@do2.enjoy.ne.jp

2 通報方法は、電話、メールのいずれも可とする。

(通報の対象行為)

第7条 通報の対象行為は、通報の対象行為は、本協会に登録されたチームにおけるサッカーの活動現場における被通報者による法令違反、規則違反などさまざまな不正行為を発見した場合、または登録者等が暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、

誹謗中傷等とする。

(通報者の責務)

第8条 通報者は、窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

(本協会の責務)

第9条 本協会は、法規範並びに本協会の諸規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(調査の方法)

第10条 本協会は、通報内容の調査及び是正措置等を、原則として事案が発生した所属する専門委員会に依頼する。ただし、本協会が必要と判断した場合は、本協会が直接調査し、その措置について審議、決定することができる。

- 2 調査を依頼された専門委員会は、公正かつ公平に調査を実施するものとし、その調査結果を速やかに本協会に報告する。この場合において、当事者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものとする。
- 3 以下に該当する場合は、本協会及び専門委員会は調査等の措置を講じないものとする。
 - (1) 通報者又は被害者が被通報者に対する措置を望まない場合
 - (2) 通報者、被害者、被通報者又は対象行為に関する十分な情報が提供されないにより事実関係の調査が困難と本協会が判断した場合
 - (3) 警察、自治体若しくはこれに付設された機関、学校、他のスポーツ団体等の同種の機関又は本協会 加盟団体等により既に対応済み又は調査中の事案の場合
 - (4) 既に法的紛争となっている又は今後法的紛争となることが合理的に見込まれる場合
 - (5) 上記のほか、本協会又は加盟団体が調査を行うことが明らかに適切でないと認める場合

(情報管理・記録・保管)

第11条 本協会は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、連絡先、通報内容及び証拠等を記録し、一定期間保管するものとする。

(個人情報の保護及び不利益な取り扱いの禁止)

第12条 本協会は、内部通報者保護規程に基づき、当事者の個人情報を適切に保護しなければならず、通報者に不利益な取り扱いを行ってはならない。

(通報に基づく調査)

第13条 本協会は、通報された行為が本協会の諸規程に違反する疑いがある場合、調査を行うものとする。

- 2 通報に基づく調査は公正かつ公平に行う。
- 3 通報に基づく調査において、通報の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えら

れるものとする。

4 通報者及び被通報者は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

(その他)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。

第15条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

(附則)

1 この規程は、2021年9月30日から施行する。